



# ドメイン名政策に関する 意見

2014年1月7日

一般社団法人 新経済連盟（略称：新経連 / JANE）

- 1 新経済連盟について
- 2 ドメイン名政策についての考え方
- 3 .jp運営の信頼性の確保について
- 4 .jp運営の透明性の確保について
- 5 .jpの普及について
- 6 gTLDについて
- 7 政府の役割について
- 8 新経済連盟の提言

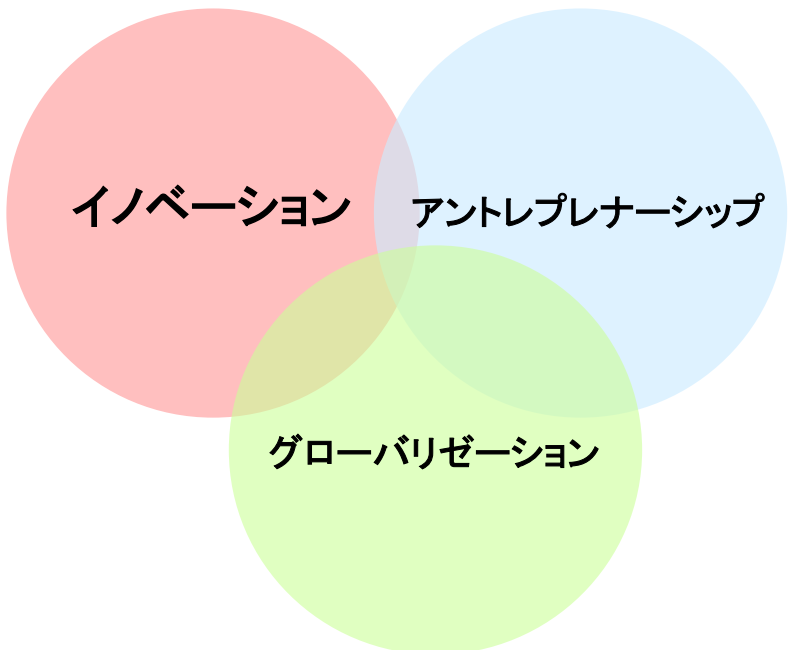
名称	一般社団法人 新経済連盟（略称：新経連） [英語表記] Japan Association of New Economy （略称：JANE）
活動内容	政策提言・勉強会・各種調査活動
会員	当法人の目的に賛同する法人及び個人事業主 751社（インターネット関連企業が中心）
代表理事	三木谷浩史 （楽天株式会社 代表取締役会長兼社長）

## 活動の目的

eビジネスの拡大とITのさらなる活用を軸に、様々な新産業の発展、イノベーションの促進を通して日本の競争力強化を実現します。

eビジネスを中核としたサービス全般を行う法人、個人事業主、自治体、団体等、あるいは日本の経済発展にとって重要な新産業の支援を行います。

## 三つの理念



イノベーション

アントレプレナーシップ

グローバル化

## 重点三分野

### 経済分野

ITを中核としたあらゆる産業分野でのイノベーションや成長戦略の実現、および公正な競争環境の実現

### 地域活性分野

eビジネスを活用した地域活性化、デジタルデバイドの解消、インフラのさらなる整備

### 政治行政分野

ITを活用した行政プロセスの効率化、および政策提言を通じたわが国における環境整備、国民のさらなる政治参加の促進



新経済サミット→世界中のアントレプレナーを集めて、新経済連盟の理念を発信

## ■2014年 開催日・会場

2014年4月9日(水)・10日(木)

ホテルニューオータニ東京(東京都千代田区紀尾井町)

## ■参加予定人数

1,500名 ※会員企業、非会員企業、スポンサー企業、学生、招待客、メディア

### 新経済連盟の重要活動テーマ

「IT・インターネットを中核としたイノベーションや成長戦略の実現」

ドメインは、インターネット社会を支える重要な資源として日本の産業競争力の強化にも密接に関係するものである。ドメイン運営のあり方は、民間主導で進められたインターネット社会の維持促進や産業振興の観点からバランスの取れた議論が必要である。

## 「.jp」運営の「信頼性」に関する現状の問題

「.jp」ドメインは、「.jp」運営事業者（JPRS社）の経営方針の継続性について、一定のリスクが想定される。

### 【リスクの具体例】

株式の売却・譲渡によるJPRS社の株主の変化等の理由で、JPRS社の経営方針が変更され、サービス低下や価格の高騰が発生する可能性（リスク）を否定できない。

## 経営方針変更リスクへ対応

JPRS社以外の会社も「.jp」ドメインの運営をできる体制が、リスクを低減させる。

### 【JPRS社以外への再移管規定の問題点】

- ① JPRS社の契約期間が無期限のため、いつ再移管が行われるかわからず、準備ができない
- ② 再移管を行う際の事業者選定ルールがない

### 【問題解決の対応策】

- ① 「.jp」運営の契約期間を区切って、再移管が起こりえる時期を明確にする
- ② 事業者選定のルールを定める



## JPRS社以外も「.jp」運営をできる体制

- ① JPNICは定期的に「.jp」運営事業者の公募を行い、オープンな場での公正な審査で「.jp」運営事業者を選定する。
- ② JPNICは公募の際にそれまで「.jp」運営を行っていた事業者の事業内容を十分に情報公開する。



・公募の結果、一定期間ごとに「.jp」運営事業者が交代すれば、「.jp」運営経験を持つ事業者が複数になる。

(JPRS社のみ依存しない体制で、リスクが低下。)

・公募の結果、JPRS社が「.jp」運営を継続することになったとしても、経営に緊張感が生じ、信頼性やサービス向上の契機となる。

### 「.jp」運営の「透明性」に関する現状の問題

#### (1)「透明性」を確保する仕組みがなく、適切な事業環境が確保されないおそれがある。

透明性はICANN GAC原則でも求められているが、事業運営の外部チェックやステイクホルダーとの意見交換による適切な事業運営の担保となる契機を現状は欠いている。

【参考】「.uk(英) .fr(仏) .com .net等」が利用料金が1,000円程度なのに対して、「.jp」は3,000円程度。

#### (2)透明性が不十分なので、公正な公募ができない

- ①透明性が確保(十分な情報公開)されなければ、公募が行われても、企業が応募すべきかどうかの判断すらできない。
- ②公募に対する審査が公正に行われたかを外部からチェックするためには透明性が必要。
- ③公募で約束した条件を遵守して、「.jp」が運営されているかどうかを継続してチェックをするのには、情報が必要。

### 「透明性」についての問題の具体例

①重要な意思決定(役員選任、事業計画、価格、利益処分など)のプロセスが不透明であり、個々の適切性を判断する材料がない。また、外部からの意見を取り入れる仕組みも整備されていない。

②「.jpの運営業務」「技術開発業務」「国際機関との連携業務」など、活動項目ごとの活動内容とその費用の内訳が不透明である。

### 【参考】

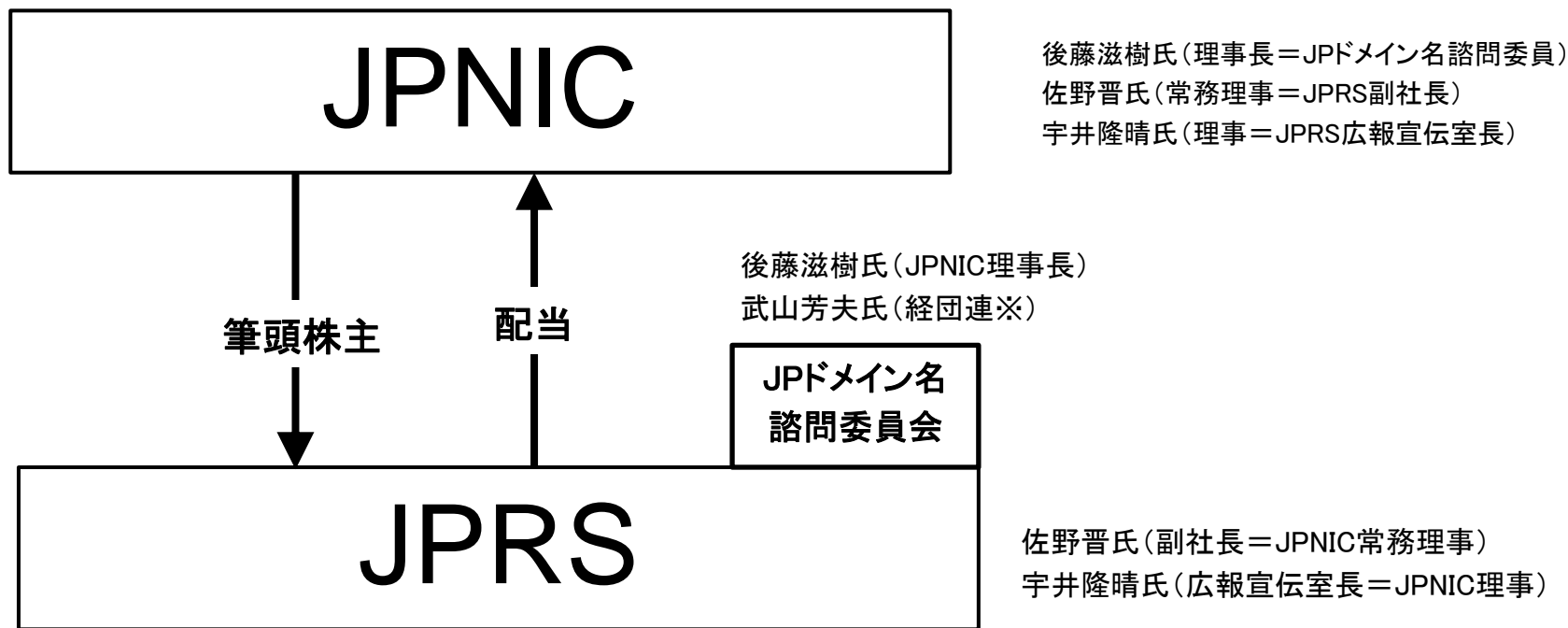
JPRSとJPNICの契約において、JPRSは財務及び経理等の情報のうち、JPNICとJPRSの協議の上決定された事項についてのみ政府に報告する仕組みとなっている。

## 【透明性が確保されない理由】

JPRS社を監督すべきJPNICがJPRS社と利害関係を共有して一体化しており、情報公開や外部のステイクホルダーの意見の反映をしないで運営できる体制になっており、透明性を改善しないインセンティブが生じている。

## JPNICとJPRSの関係

- ① 筆頭株主
- ② 役員兼務
- ③ 諮問委員兼務



※ 2013/11/05～ 経団連加入

### 【問題解決の対応策】

政府はJPNICと契約を締結し、以下をJPNICに行わせる。

- ① JPRS・JPNICの情報の公開（内容は4-2を参照）
- ② 外部意見の尊重（公募の審査結果等に関するパブリックコメント、インターネット関連団体との定期的な意見交換などマルチステイクホルダー原則の実現）

### 【問題解決の前提条件】

上記①②が公正に行われるために、JPNICは、「.jp」運営事業者（JPRS社等）と利害関係を持ってはいけない。

（利害関係とは、株式の保有・役員の内兼任等）

## 「.jp」の普及を推進する体制を構築すべき

### 理由①「JAPAN」イメージを世界に発信する

日本のドメイン利用の多くが「.com」などに流れている。

「JAPAN」イメージを世界に印象付ける機会を逃すことにつながっている。

### 理由②「.jp」の利用で情報セキュリティを向上させる

日本国内利用者サイトのDNSの大半が、「.jp」よりも安全性の低い海外事業者によって制御されている。日本の情報セキュリティ向上の観点からも、「.jp」の普及を図るべきである。

→公募で「.jp」ドメインの普及に積極的な事業者を選定すべき。

### 「.jp」の普及が十分でないことを示すデータ

国民100人当たりccTLD登録数 日本1.1 仏4.2 英16.4

→日本では人口に比較して、ccTLDが利用が少ない（出典 GMO第1回提出資料）

### (1) 地名gTLDについて

各々の地方自治体において、独自に判断すべき問題ではないか。

### (2) その他のgTLDについて

ICANNで政府の役割が定められておらず、ICANNの行っている「技術力」「財務安定性」「コンプライアンス」「サポート体制」などの審査で、gTLDの運営に十分な信頼性の確保がなされているので、政府が日本独自のルールを制定する必要がない。

### ICANN GAC原則(2000年2月)

#### 5.政府または公的当局の役割

5.1 当該政府または公的当局は、ccTLDの委任の対象となった国または地域の人々の利益を、最終的に代表している。したがって、当該政府または公的当局の役割は、公共ポリシー、関連する法律および規制等の問題を考慮の上、ccTLDが公共のために運用されることを確実にすることである。



#### 【現状の問題点】

政府がJPNICおよびJPRSに対して、.jpが公共のために運用されることを確実にする方法がない。



民主導のインターネットのあり方を維持しながら、インターネットの利用や産業発展を拡大していくために、以下の方法で、信頼性・透明性を確保してはどうか。

JPNICと政府は以下の内容を含む契約を結ぶ。

- ①JPNICは.jp運営事業者を定期的な公募で公正に選定する。
- ②JPNICは公募と審査のプロセスを情報公開する。
- ③JPNICは、.jp運営事業の情報を公開する(内容は4-2参照)
- ④JPNIC(及びJPNIC理事等)は.jp運営事業者と利害関係を持ってはならない。
- ⑤政府は.jp運営事業の公募の審査結果等に関するパブリックコメントを定期的に行う。
- ⑥JPNICは、インターネット関係団体と定期的に意見交換する。
- ⑦JPNICは⑤と⑥の意見内容に誠実に対応する。
- ⑧政府は、JPNICの上記①～⑦の遵守状況を確認する。
- ⑨契約違反やJPNICに不測の事態があった時の対応を定める。